**様式第１号**

番 　号

年 月 日

青森県農業再生協議会　会長　雪田　徹　殿

 　所在地

 　　取組実施者名

 代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）第９の２の（１）（第９の２の（３））に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第１－２号（参加農業者名簿）、参考様式第１－３号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 秋用肥料分 | 春用肥料分 | 年間 |
|  |  |  |

（注）該当するものに〇を付けること

第１　取組実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 取組実施者名 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 取組実施者の住所 | 〒 |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

第２　参加農業者の概要

参考様式第１－２号のとおり。

|  |
| --- |
| 参加農業者数（件） |
|  |

第３　所要額

　　○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

　　（注）括弧内はいずれかを選択すること

第４　誓約・同意事項

　　　取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |  |
| １　本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。２　取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。３　以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。ア　取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合イ　正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |

（記入例）

**様式第１号**

青商第○○号

令和５年５月１日

青森県農業再生協議会長　雪田　徹　殿

 　所在地　　　　青森市長島１－１－１

 　　取組実施者名　（株）青森商店

 代表者氏名 　　代表取締役　青森太郎

令和５年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の~~（変更）~~承認申請書

令和５年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、取組計画書を作成~~（変更）~~したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）第９の２の（１）~~（第９の２の（３））~~に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第１－２号（参加農業者名簿）、参考様式第１－３号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 秋用肥料分 | 春用肥料分 | 年間 |
|  | ○ |  |

（注）該当するものに〇を付けること

第１　取組実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 取組実施者名 | （株）青森商店 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役　青森太郎 |
| 取組実施者の住所 | 〒012-0123青森市長島１－１－１ |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 | 肥料部　係長　青森一郎 |
| 電話番号 | 017-777-7777 |
| E-mail | Aomori1234@gmail.com |

第２　参加農業者の概要

参考様式第１－２号のとおり。

|  |
| --- |
| 参加農業者数（件） |
| 10 |

第３　所要額

　　１，１２０，３２４円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

　　（注）括弧内はいずれかを選択すること

第４　誓約・同意事項

　　　取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 | ✓ |
| １　本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。２　取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。３　以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。ア　取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合イ　正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |